

1. 学校法人会計の特徴及び企業会計との相違について

学校法人の会計書類は「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」の3つの計算書類を柱に成り立っています。企業では、会社の大きさに関係なく、「損益計算書」、「貸借対照表」の2つの決算書が柱になっていますが、学校では、資金収支計算書が重要な役割を占めており、次に企業の損益計算によく似た消費収支計算書と貸借対照表の作成が定められています。

企業会計は、営業活動の成績を損益計算であらわし、その年度の収益と費用とを正しくとらえることを目的としています。この計算によって経営成績を知り、収益力を高めることに役立てようとするものです。

学校法人では、学校を運営し、その目的とする教育研究を遂行することであり、営利を目的とはしません。したがって学校会計では、教育研究活動が円滑に遂行されたかどうかを計算書類によって財政面から知ることができます。しかも、これらの諸活動は計画(予算)に基づいて運営されなければなりません。学校会計では、教育活動の流れを主として資金の収入と支出でみるのが有効です。資金の流れを示すものとして、資金収支計算がまずクローズアップされます。その点、が企業の損益計算的考え方と違ってきます。

また、学校会計では、企業のように利益金を処分するということはありません。学校法人は、本来寄付行為によって設立されたものですから、法人の資産に対して正当な債権者を除いては、何人も所有権は認められないからです。